

JR連合 政策News

第272号

2015年11月20日

2016 税制改正に係る課題について、総務省へ要請行動！

～JR九州に対する税制特例措置の継続適用、JR貨物の新車特例措置の適用延長をはじめ、JR三島会社・JR貨物に対する支援措置の継続を強く求める～



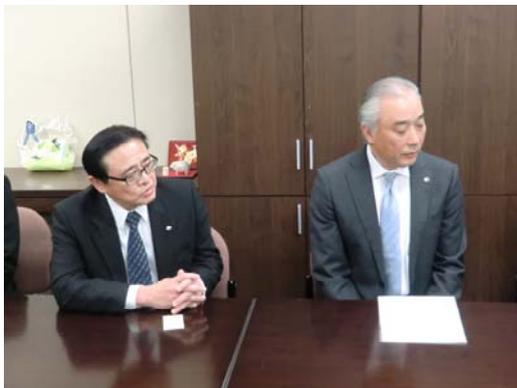
JR連合が主張する政策を実現させるためには、必要な国家予算の確保ならびに税制支援の枠組みを創出する必要があるとの認識に立ち、この間各単組をはじめとする関係者・関係団体と連携を強化してきた。本年8月末、国土交通省が財務省へ提出した「2016年度予算案の概算要求及び税制改正要望」には、JR連合がかねてから要望してきた項目が盛り込まれたことが確認できており、税制面においても「JR九州の株式上場（完全民営化）に伴って必要となる地方税上（三島特例・承継特例・事業税の課税標準特例）の所要の措置」や、JR貨物の新車特例の適用延長措置、JR北海道・四国への追加支援措置に係る圧縮記帳の取扱（課税繰り延べ措置）等のほか、「新たな物流効率化のための計画に係る特例措置の創設（トップリフターに係る固定資産税の減率）」等が盛り込まれた。

しかしながら、とりわけ要望事項の1つである「JR九州の株式上場に伴う税制上の所要の措置」については、2012 税制改正時に「三島・承継特例に関する扱い」として、『各会社の経営状況や株式上場の動向を勘案して、今後、必要な見直しを行う』旨の一文が付された経緯を踏まえ、国から厳しい姿勢が示されている。JR連合は9月以降、「2016 税制改正」への要望内容の反映・実現を喫緊の重要政策課題として、各関係単組はもとより、「JR国会議員懇談会」及び「21世紀の鉄道を考える議員フォーラム」の所属議員と連携を図りながら、国土交通省関係部局、民主党のほか、交運労協等に対しても必要性を訴えつつ理解を求め、あらゆる機会を活用しながら、JRに係る要望事項の必要性について理解と協力を求める取り組みを継続してきた。

11月19日、2016税制改正に係る課題について、総務省・青木自治税務局長に対し「JR三島会社及びJR貨物に対する税制特例措置等の支援」を求める要請を実施した。今回の要請にはJR連合及びJR各単組の代表者が臨むとともに、JR連合国会議員懇談会より、高木義明会長（衆議院議員、民主党国会対策委員長）、伴野豊副会長（衆議院議員）、榛葉賀津也副会長（参議院議員）、小川淳也事務局長（衆議院議員）、広田一幹事（参議院議員）が同行した。



要請行動では、冒頭、JR連合国会議員懇談会の高木会長およびJR連合の松岡会長からJR産業の重要性や公共性の高さ、社会・地域への貢献のほか、少子高齢化社会の進展に伴う地方鉄道の厳しい状況に触れ、引き続きJR三島会社・JR貨物が、地域公共交通としても物流網としても役割を果たし続けるためにも税制特例措置の継続適用が必要不可欠であることを主張。



そして、JR九州労組の許斐執行委員長からは、JR九州が発足以降、国民の鉄道に対する信頼を回復するべく、様々な効率化施策や経費節減、サービスの改善・向上に努めてきたことや、現在も中期経営計画の目標達成に向け労使が粘り強く努力していることを紹介。JR九州が「地域に育ててもらっていること」、そして「地域への恩返しをしていく強い意思を労使が持っていること」、2012税制改正時には60を越える自治体が税制特例措置の必要性を認め意見書採択をした経緯などにも

触れ、そのためにも、税制の支援措置が必要であることを強く訴えた。

また、貨物鉄産労の山崎執行委員長からも、JR貨物がこの間様々な経営努力を積み重ね、徐々に経営状況が改善しつつあることに加え、鉄道事業の赤字経営から来年度に脱却し自立するべく労使が真剣に汗を流していること、さらには株式上場と完全民営化を求められている中で、経営自立計画達成のためには税制支援措置が必要不可欠であることを強く訴えた。その後、JR連合国会議員懇談会の各議員より、JR九州・JR貨物をはじめJR三島会社・JR貨物各社に対する支援措置の必要性について、熱く強いサポートとなる発言があった。

これに対して、青木自治税務局長からは「想いは受けとめた。皆さんの訴える内容は理解できるが、一方でJR九州については、株式上場を果たしたうえで税制特例措置を受けること等については課題がある。今後どういうふうにするべきか、しっかり考えていく。」旨の回答があった。

JR連合は、JR産業が、とりわけ厳しい経営環境下にあるJR三島会社・JR貨物が引き続き日本経済・社会の人流・物流を支える基幹インフラとして、各地域の活性化に寄与しつつ、持続的に社会的使命を果たしていくために、今後も必要な経営支援策の継続・構築や政策課題の解決に向けた取り組みを展開していく。

以上

【別紙】要請書（JR三島会社・JR貨物に対する税制特例措置等の支援措置を求める要請）

総務省 自治税務局長 青木 信之 殿

日本鉄道労働組合連合会 (J R 連合)
会 長 松 岡 裕 次

J R 連 合 国 会 議 員 懇 談 会
会 長 高 木 義 明 (衆議院議員)



J R 三島会社・J R 貨物に対する税制特例措置等の支援措置を求める要請

政府の重責を担う、貴職の御奮闘に敬意を表します。また日頃より、私ども J R 連合の運動に御支援賜り、感謝申し上げます。

さて、J R 北海道、J R 四国及び J R 九州 (以下、J R 三島会社という) は、経営基盤が脆弱であるがゆえに自立経営が困難であることを前提に設立され、経営安定基金の運用益及び三島特例・承継特例などの税の減免措置等の経営支援策によって経営を維持してきました。加えて、J R 三島会社は発足以降、徹底した合理化・効率化施策や、積極的な営業施策展開等の経営努力を重ねてきましたが、依然として上述の経営支援策なしには経営が立ち行かない状況です。特に、J R 九州は、厳しい経営環境の中でも、鉄道部門における徹底した各種経営努力に加え、積極的な経営資源の発掘と事業の多角化を行って収益を拡大してきた結果、第 189 回通常国会において所謂「J R 会社法」の改正が可決され、株式上場および完全民営化への道筋が立ちました。しかしながら、九州エリアにおいては、一部を除き少子高齢化・地域の過疎化が急速に進展しており、J R 九州が所管する広大な鉄道網の大半が不採算路線です。一民間企業の企業努力のみでは、広大な鉄道ネットワークを将来にわたり維持し続けることの負担は極めて大きく、引き続き、国鉄改革の目的である「鉄道事業の再生」や「地域の活性化」といった使命を果たし地方創成に寄与していくためには、公的な経営支援策が絶対的に必要不可欠と言えます。

また、J R 貨物は、国鉄改革時に厳しい経営展望にあつたにもかかわらず、財政支援策が十分に講じられないまま発足しました。J R 三島会社と同様に徹底したコスト削減・効率化施策等により経営改善を図り、公的な支援を受けつつ自立経営に向けた努力を積み重ねてきましたが、依然として非常に厳しい経営状態にあります。物流政策や環境問題等、社会的なモーダルシフトの要請といった観点からも、経営支援策の継続が必要不可欠です。

以上の観点に立ち、下記の支援策を講じていただきますよう要望します。

記

1. 平成 28 年度税制改正において、現在、J R 九州に対して講じられている税制上の特例 (事業税・固定資産税・都市計画税) について、J R 会社法改正法施行後の J R 九州が、改正前と同様に取り扱われるよう、所要の措置を講じていただくことを要望します。
2. 平成 28 年度税制改正において、J R 貨物の機関車・コンテナ貨車に係る固定資産税の減免措置の適用期限延長を要望します。またモーダルシフトを積極的に推進するべく、「新たな物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に対する税制特例措置の創設」を要望します。
3. J R 三島会社・J R 貨物が、引き続き国民・地域の足としての社会的使命を果たし続けることができるよう、各種税の減免措置をはじめとする経営支援策の恒久化を図るよう要望します。

以上